

## 平成31年由仁町議会第1回定例会 第1号

平成31年3月8日（金）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、平成30年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)
- 6 議案第 1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について
- 7 議案第 2号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 8 議案第 3号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 4号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 11 議案第 6号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 公平委員会委員の選任について
- 20 平成31年度予算編成方針
- 21 議案第15号 平成31年度由仁町一般会計予算について

- 22 議案第16号 平成31年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 23 議案第17号 平成31年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
- 24 議案第18号 平成31年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 25 議案第19号 平成31年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
- 26 議案第20号 平成31年度由仁町水道事業会計予算について
- 27 議案第21号 平成31年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
- 28 議案第22号 平成31年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
- 29 一般質問
- 30 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	羽賀直文君		2番	早坂寿博君
	3番	加藤重夫君		4番	後藤篤人君
	5番	浮田孝雄君		6番	佐藤英司君
	7番	大竹登君		8番	井村勇夫君

○欠席議員（0名）



◎開会 午前 9時32分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成31年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 浮田君、7番 大竹君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○4番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月7日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として専決処分した事件の承認1件、平成30年度各会計補正予算案7件、条例の一部改正案6件、人事案1件、平成31年度各会計予算案8件の計23件であります。続きまして、議会提出案件として議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第14号については単独上程といたします。平成31年度各会計予算案については一括上程とし、予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。平成31年度予算編成方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月11日正午といたします。一般質問については、休会後の14日に行うことといたします。

本会議及び議事の日程は、1日目、8日は日程第1から日程第28まで、2日目、14日は日程第29、一般質問のみ、最終日、20日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月8日から3月20日までの13日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおりを決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの13日間とすることに決定をいたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成31年1月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の平成30年度定例監査報告をいたします。監査委員から平成30年度定例監査結果の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 平成30年第4回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。今年度の寄附金は、受け付けベースで3月1日現在3,887件、1億838万円となっており、昨年同時期と比べますと件数では713件、金額では1,472万円の減となっております。総務省からの通知に基づき、昨年10月1日からふるさと寄附金の返礼品につきましては全てを寄附額の3割以下とし、地場産品の定義から外れるものについても見直しましたが、全国的には、少数であります。見直しを行っていない市町村もあり、寄附者が返礼率の高

い市町村へ流れてしまったことが減少した大きな要因と考えております。来年度におきましても全国の皆様から多くの賛同を得られるよう、積極的なPRに努めてまいります。

第2点目は、由仁町縁結び協議会の取り組みについてであります。結婚をし、家庭を持ちたいと望む町民が多くのお出合いの機会に恵まれるよう縁結び支援を行うため、町、農業委員会、商工会、農協など町内関係機関が連携し、平成28年11月に由仁町縁結び協議会を設立したところであります。平成29年度から具体的な取り組みを開始したところでありますが、現在10名の縁結び相談員が中心となり、結婚を希望する方に当協議会に登録をしていただき、担当する相談員が連携してカップリングを目指す活動を行っているほか、結婚支援事業、いわゆる婚活パーティーであります。町内や札幌市のレストランなどを会場としてこれまでに3回開催したところであります。本年1月、本協議会の取り組みを通して登録会員の中から、町内企業に勤務する男性会社員と千歳市からの女性のカップル一組、男性農業後継者と札幌市からの女性のカップル一組、合計二組の成婚カップルが誕生したところであり、着実に本事業の成果があらわれてきておりますことから、今後さらなる成婚に結びつくよう取り組んでまいります。

第3点目は、由仁町立診療所の医師の確保についてであります。町立診療所の運営にとって重要な課題であります医師の確保につきましては、これまで北海道を初め地域医療振興財団、全国自治体病院協議会、日本プライマリ・ケア学会のフォーラムでのPR活動など、招聘に向けて積極的に行ってきたところであります。このように活動している中、本年5月から着任の受託をいただくことができました医師についてご報告をさせていただきます。医師は久野和成医師でありまして、現在栗山町のとくち内科胃腸科ファミリークリニックに勤務をされており、平成16年6月から平成19年3月末まで由仁町立病院にも勤務をしておられました。昨年採用いたしました島田医師並びに小端医師との2名の体制に加わることとなり、国民健康保険由仁町立病院新改革プランで設定いたしました常勤医師3名の体制となるものであります。今年度から始めました訪問診療など在宅医療の支援をより展開し、町民の皆さんに安心と安定した地域医療の提供を行い、由仁町が目指しております地域包括ケアシステムをさらに充実してまいります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、水道事業の道道三川由仁停車場線支障水道管布設替工事は昨年12月28日に、経営体西三川地区支障水道管布設替工事は本年1月25日に完成をいたしました。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区処理施設第2工区工事は本年3月8日、きょうであります。完成する予定であります。

行政報告は、以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成30年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして2点ご報告をいたします。

まず、第1点目は、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてで

あります。新体力テストとも言われておりますこの調査は、調査結果をもとにして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的の一つとし、毎年全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。実技につきましては、8種目の調査を行い、小学校と中学校の共通実技として握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの7種目のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げを実施しております。その調査結果であります。まず北海道の体力合計点につきましては小中男女いずれも依然として全国平均を下回っているものの、前年度に比べ小学校女子と中学校男女で上昇する結果となっております。次に、当町の結果についてであります。小学校男子、中学校女子の体力合計点が全国平均を上回り、前年度の点数も上回る結果であるのに対し、小学校女子、中学校男子の体力合計点は全国平均、前年度の点数ともに下回る結果となっております。内訳では、握力、20メートルシャトルラン、50メートル走、ボール投げにおいて全国平均を上回る傾向にあり、長座体前屈、立ち幅跳びが全国平均を下回る傾向となっております。また、体格と肥満度に関する調査につきましては、北海道の小中学校男子が肥満傾向にある児童生徒の出現率が高く、当町では小学校女子、中学校男子において肥満傾向児童生徒の出現率が高い結果となっております。

次に、第2点目は、平成31年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。ことし3月の由仁中学校卒業予定者41名のうち、39名が高等学校への進学を希望しております。出願先の状況につきましては、管内の公立高校には岩見沢東高校に11名、岩見沢農業高校に9名、岩見沢緑陵高校に6名、岩見沢西高校、三笠高校にそれぞれ3名、栗山高校に1名、管外の公立高校には札幌大通高校、北広島高校、帯広柏葉高校にそれぞれ1名、高等養護学校に2名の計38名が出願しております。また、私立高校につきましては、とわの森三愛高校に1名が出願しております。なお、公立高校、私立高校ともに受験は実施済みであり、公立高校一般受験の合格発表は3月18日に予定されております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号 北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの規約の制定並びに廃止は、北海道市町村総合事務組が総務省から規約の見直しを求められ、早期に対応する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） それでは、承認第1号、北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止を専決処分した事件の承認について内容の説明をいたします。

北海道市町村総合事務組合、以下総合事務組合と呼ばせていただきますが、この組合は非常勤職員に係る公務災害補償等の事務を共同処理する団体であります。共同処理する団体が処理をする事務ごとに異なる複合的一部事務組合であります。本年1月21日、この総合事務組合から文書が届きまして、地方自治法上複合的一部事務組合は市町村及び特別区しか設置することができないとなっているのに対し、北海道が構成員となっております石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団、さらにこの2つの一部事務組合を構成員としております北海道市町村職員退職手当組合が総合事務組合の構成員となっている現状は適法状態でないとの指摘を総務省から受けたことが報告されました。この総務省からの指摘を受け総合事務組合では、さきに述べました3団体を構成員から除くとともに、業務委託として受託できるよう規約を変更することとしたものであります。また、規約の変更に当たりまして、通常であれば規約の一部改正という手法をとるのでありますが、適法状態にない規約を改正するのは好ましくないとして、従来規約を廃止し、新たな規約を制定することとしたものであります。

専決処分をした理由であります。総務省では適法性のない規約のもとに制定した条例等についても適法性がないという見解を示しており、早期に規約を整備しなければ総合事務組合の存立そのものが危ぶまれ、事故があった際に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたところであります。

それでは、規約の条文を説明させていただきますが、このたびの規約の廃止及び制定は、内容的には一部改正となりますので、全ての条項を説明するのではなく、改正のあった部分のみの説明とさせていただきます。それでは、議案書の5ページをお開きください。

第14条、事務の受託であります。このたび新たに追加された条で、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合の事務処理を行うため、事務の受託について規定したものであります。

続きまして、第15条であります。こちらは、第14条が追加されたことにより、従前の第14条を第15条へと条番号を変更したものであります。

続いて、附則であります。附則第1項は、制定した規約の施行年月日で、北海道知事の許可のあった日からこの規約を施行するものであります。総合事務組合では、構成市町村の議決または専決処分を受けまして去る2月19日に議会定例会を開催し、その議決を経まして2月22日付で北海道知事からの許可を得た旨、3月1日付の文書で報告が来ております。



次のページをお開きください。附則第2項であります。新たな規約の制定に伴い、従前の規約を廃止するものであります。

続きまして、6ページから14ページにかけての別表第1及び別表第2の改正であります。こちらは、表中、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海道市町村職員退職手当組合の3団体及び十勝圏複合事務組合と統合されました十勝環境複合事務組合を削除し、構成町の脱退がありました江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、取扱事務に変更がありました西胆振消防組合を西胆振行政事務組合にそれぞれ改正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額、本

年度事業等の完了に伴う予算整理など、歳入では町民税の追加及び事業費の確定に伴う補助金等の整理が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成30年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正

予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の減額、財政調整基金積立金の増額など、歳入では国民健康保険税及び繰入金を増額、事業費の確定に伴う道支出金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る2月20日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特

別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水建設費などの予算の整理、歳入では集落排水建設費補助金などの減額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費の減額など、歳入では保険給付費の減額に伴う負担金の減額及び地域支援事業に係る交付金等の増額並びに新たに設けられました保険者機能強化推進交付金の計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のと

おり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第5号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算の整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費など、歳入では繰入金などの予算整理が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第7号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費など、歳入では入所者の減による介護報酬などの予算整理が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長  
○診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。



これから採決を行います。

議案第7号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第8号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、国が進めております働き改革の一環として、時間外労働の上限規制などが導入されたことに伴い人事院規則が改正されたため、条文の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(中島 哲君) 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、働き改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴い、人事院規則におきましても超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置が講じられましたので、地方公務員につきましても地方公務員法第24条第4項に規定しております勤務条件に関する均衡の原則により上限を定めるために必要となる改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第8号資料、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改

正案であります。

改正内容は、正規の勤務時間以外の時間における勤務について規制をしております第8条に新たに第3項として時間外の勤務に必要な事項を規則で定める旨の項を追加するものであります。なお、改正する規則の内容であります。今後人事院及び総務省自治行政局から詳細が示されることになっておりますが、今の段階で民間労働法制の改正を踏まえ、他律的な業務比重の高い部署に勤務する職員の上限時間につきましては月100時間、年720時間、それ以外の職員の上限につきましては月45時間、年360時間とする予定であります。また、大規模災害の対応等公務の運営上真にやむを得ない場合の特例及びその特例を行使した場合の事後検証実施などを規定する予定であります。

続きまして、附則であります。この条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14　議案第9号

○議長（熊林和男君）　日程第14、議案第9号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、他県において時間外勤務手当の算定基礎に対し労働基準監督署から是正勧告があったため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正の背景として、地方公務員につきましては、その労働条件等に関し地方公務員法に定めのない事項は労働基準法が適用されることになっており、これら関係法令に基づきまして条例に規定しているところではありますが、今般ある県におきまして、県の給与条例を準用しております独立行政法人に対し労働基準監督署より、寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めていないことが労働基準法第7条に違反するため是正するよう勧告が行われたことがあります。これを受けまして総務省給与能率推進室から時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎につきまして適切に対応するよう通知があり、算定基礎に寒冷地手当支給額を含める改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第9号資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

改正する条は第15条であります。従来は給料の月額に1.2を乗じていたものを、給料の月額に寒冷地手当を加えた額に1.2を乗じるよう改めるものであります。

続きまして、附則です。この条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第10号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町立診療所における在宅診療の充実に伴い従事者の負担増が見込まれるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(中島 哲君) それでは、議案第10号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、町立診療所における在宅診療のより一層の充実に図るため、休日、夜間なども診療体制をとって往診や訪問診療に携わる医師及び看護師の負担を考慮し、特殊勤務手当支給の趣旨にのっとり手当を支給しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第10号資料、由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

初めに、第2条であります。第2条第4号として在宅診療手当を新設するものであります。

続きまして、第6条であります。第6条は新たに追加する条でありまして、第1項では支給の要件を定め、第2項では支給額について定めております。なお、支給額であります。が、支給額は訪問診療を実施することによって得られる診療報酬額を超えない範囲としております。

第7条及び第8条であります。第5条の次に第6条を加えましたので、それぞれ1条ずつ条番号を繰り下げるものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例の基準とされております厚生労働省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、学校教育法の一部改正により大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程修了者が追加されたことから、本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第11号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第10条第3項は放課後児童支援員の資格要件を定めた規定であります。第5号の大学を卒業した者に係る規定に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等によりまして、市町村の政策判断に基づきまして低い利率での災害援護資金の貸し付けを可能とする内容の改正が行われたことに伴いまして条例を改正しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第12号資料、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右が現行の条例、左が改正案であります。

初めに、第14条であります。第14条は貸付金の利率で、従来3%でありました据置期間経過後の利率を、内閣府の通知に基づきまして、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率と同じ1.5%としたものであります。

続きまして、第15条であります。第15条第1項は償還の方法で、従来の年賦償還、半年賦償還に加えまして、月賦償還を可能とするものであります。

続きまして、第15条第3項は、法の改正によりまして保証人を不要とすることが可能になったことに伴う文言の削除と条ずれの改正であります。東日本大震災の際、特例により保証人がいなくても貸し付けを可能とした経緯から、改正により保証人についての規定をしておりました条が削除されたことに伴い、第3項から「、保証人」の文言を削除し、条の引用を「第12条」から「第11条」へと改めるものであります。

続きまして、附則であります。附則の第1項は施行期日で、この条例を平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

附則の第2項は経過措置であります。改正後の条例による貸し付けは条例の施行日以降とし、それ以前の貸し付けにつきましては改正前の条例によることを規定したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
後藤君

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。  
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
これから採決を行います。  
議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第13号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長



○建設水道課長（岩花 司君） 議案第13号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、学校教育法の一部改正により大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い水道法の施行令及び施行規則が改正され、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者が追加されたことから、当該条例で定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正するものです。また、技術士法施行規則の一部改正により、技術士法に基づく技術士となるための試験科目の見直しにより選択科目から水道環境が削除されたことから、同じく資格要件を改正するものです。

改正の詳細につきましては新旧対照表で説明いたしますので、議案第13号資料をごらんください。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第3条は布設工事監督者の資格の規定で、第3号に、専門職大学の前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされることから、資格要件の規定を加えるものです。また、第8号では、選択科目から水道環境の要件が削除されたことから、「又は水道環境」を削るものです。

第4条は水道技術管理者の資格の規定で、この規定においても同様に引用していることから、第2号及び、2ページをお開きください。第4号で資格要件の規定を加えるものです。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものとし、第2項は経過措置で、この条例の施行前に行われた資格のうち選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の当該条例の第3条第8号の規定の適用については選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者とみなすこととするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議長(熊林和男君) 日程第19、議案第14号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第14号 公平委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

現在公平委員であります平尾俊治氏は、本年5月11日をもって任期満了となります。平尾氏は人格高潔で、人事行政に関して公平であり、また卓越した識見を有しておりますことから、委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任いたしたく提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号 公平委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) お座りください。

起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第20 平成31年度予算編成方針

○議長（熊林和男君） 日程第20、平成31年度予算編成方針を上程いたします。

町長から予算編成方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 予算編成方針に対する質疑は、一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

◎日程第21 議案第15号ないし日程第28 議案第22号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第21、議案第15号から日程第28、議案第22号までの平成31年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第21、議案第15号から日程第28、議案第22号までを一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第15号から議案第22号までの平成31年度各会計予算につきましては、さきに申し上げました平成31年度予算編成方針に基づき、それぞれの予算を計上したところがあります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申

し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。  
各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第15号から議案第22号までを会議規則第39条の規定により、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第22号までを議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（菊地和夫君） それでは、発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、羽賀直文議員、2番、早坂寿博議員、3番、加藤重夫議

員、4番、後藤篤人議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、大竹登議員、8番、井村勇夫議員、9番、吉田弘幸議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に加藤君、副委員長に佐藤君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第15号から議案第22号までの平成31年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9日から3月13日まで休会とし、3月14日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

3月14日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時30分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

5 番議員                浮 田 孝 雄

7 番議員                大 竹        登